

平成十六年四月五日提出
質問第六六号

社会保険庁用車の処分に関する質問主意書

提出者
山井和則

社会保険庁用車の処分に関する質問主意書

社会保険庁における、金の使い方について、国民の疑問が高まっており、年金の抜本改革のためには、その前提として、国民の疑念に対して事実を明確にする必要がある。

先に、年金保険料を社会保険庁の事務費とする中で、多数の車の購入があったことが明らかになっているが、一方で古くなった車両は、廃車や払い下げ等の処分をされていると考えられる。この処分状況についても明確にする必要があるため、次のとおり質問する。

一 庁用車を廃棄・更新等の処分を行う際の基準及び考え方は決まっているのか。決まっているのであれば、どのようなものか、お示し願いたい。

二 社会保険庁の本庁及び出先機関において、平成十四年度及び十五年度において、廃車、払い下げ等の処分を行った車について、

- 1 年度ごとに、処分された総台数を明らかにされたい。
- 2 処分された車ごとに、車種、購入年度、処分理由、処分方法（廃棄、入札による売却、随意契約による売却、無償譲渡、下取り等）、処分日、売却価格又は処分費用（下取りの場合査定価格）、処分（販

売) 先、処分前の自動車登録番号―の各事項について明らかにされたい。

3 2で明らかにされる内容について、全て適切な処分であるか判断をお示し頂きたい。

右質問する。